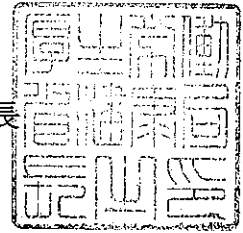


社団法人日本病院会会長

厚生労働省健康局長



腎臓移植及び角膜・強膜移植の推進に関する協力依頼について

臓器移植の推進につきましては平素からご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、心停止後の腎臓及び眼球（角膜・強膜）の提供につきましては、旧「角膜及び腎臓の移植に関する法律」（昭和54年法律第63号）に引き続き、平成9年10月より「臓器の移植に関する法律」（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）附則第4条第1項において、死亡した者が書面による眼球又は腎臓を提供する旨の意思表示をしていない場合であっても、同者がこれらの提供を拒否していなかったときは、遺族の書面による承諾により、これらの提供をすることができることとされています。（参考1参照）

しかし、近年、腎臓移植・角膜移植を希望する者については、年々増加している状況にある一方、心停止後の腎臓提供による腎臓移植及び心停止後の眼球提供による角膜移植の件数が減少している傾向にあり、平成14年度における提供件数及び移植件数も前年に比べ減少する見込みとなっております。（参考2、3参照）

また、昨年7月に内閣府が実施した臓器移植に関する世論調査結果によれば、本人が臓器を提供しない意思を表示していない場合には、家族に提供の意思があれば、心停止後に腎臓又は眼球は提供することができることについて、約70%の方が「知らなかった」と回答したという結果となっております。（参考4参照）

つきましては、貴職におかれましては、このような状況につきご理解いただき、貴会会員の関係医療機関の医療従事者に対し臓器移植法の正しい知識を啓発するとともに、心停止後の腎臓又は眼球の提供に対する医療機関の一層の理解及び協力が得られるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局長、各都道府県知事、社団法人日本医師会長、社団法人全日本病院協会会長あて発出しておりますので、申し添えます。

臓器の移植に関する法律

(平成9年7月16日 法律第104号)

改正：平成11年 法律第160号

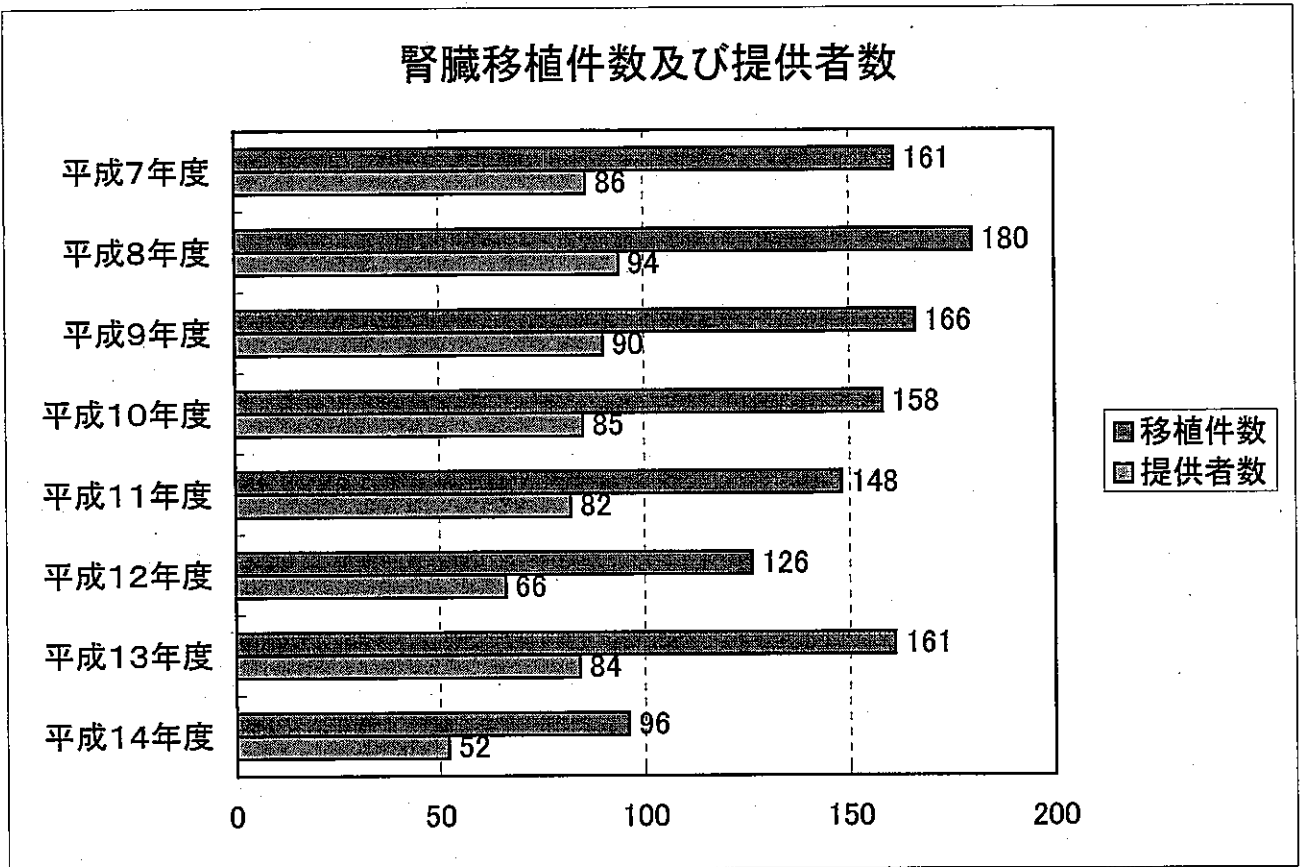
附 則

(経過措置)

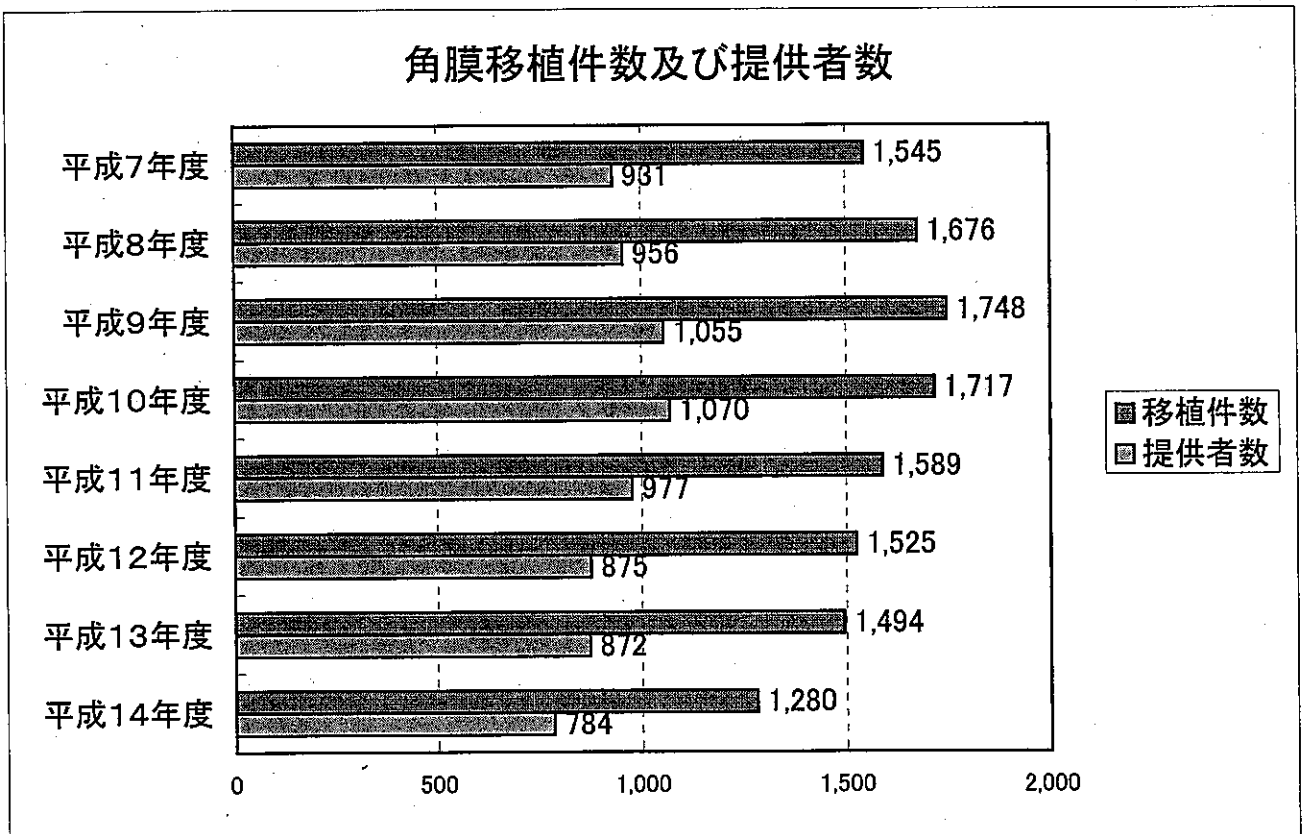
第4条 医師は、当分の間、第6条第1項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第2項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合には、第7条中「前条」とあるのは「附則第4条第1項」と、第8条及び第9条中「第6条」とあるのは「附則第4条第1項」と、第10条第1項中「同条の規定による」とあるのは「附則第4条第1項の規定による」と読み替えて、これらの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

腎臓移植及び角膜移植の現状



※ 平成14年度については、平成15年1月31日現在数



※ 平成14年度については、平成15年1月31日現在数

移植希望登録者統計

(人数)

<全 国>

	登録者数
心 臓	60
肺	61
肝 臓	49
腎 臓	13, 102
膵 臓	72
小 腸	0
眼球 (角膜)	5, 088

<ブロック別 (腎臓) >

	男	女	希望者
北海道	383	197	580
東北	618	282	900
関東甲信越	3, 140	1, 641	4, 781
東海北陸	1, 522	775	2, 297
近畿	1, 294	761	2, 055
中国四国	766	424	1, 190
九州沖縄	890	409	1, 299
合 計	8, 613	4, 489	13, 102

注) 数字は、平成15年1月末日現在数

「臓器移植に関する世論調査」の概要

<調査の概要>

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 調査目的 | 臓器移植に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。 |
| 2 調査対象 | 全国の20歳以上の者、3,000人(回収率70.0%) |
| 3 調査時期 | 平成14年7月25日～8月4日 |
| 4 調査実施主体 | 内閣府大臣官房政府広報室 |

<結果の概要>

1 臓器移植法について

(1) 臓器移植に対する関心の有無

	平成14年7月
・関心がある	55.9%
・関心がない	44.1%

○ 関心を持った理由(複数回答, 上位3項目)(関心がある者1,174人)

・テレビ・ラジオで話題になっているから	75.4%
・新聞・雑誌で話題になっているから	61.0%
・家庭での会話で話題になったから	12.0%

(2) 脳死での臓器提供で本人意思と家族の承諾が必要なことについての周知度

	平成10年5月	平成12年5月	平成14年7月
・知っていた	66.8%	→ 83.2%	→ 83.2%
・知らなかった	33.2%	→ 16.8%	→ 16.8%

(3) 脳死での臓器提供における本人意思表示と家族の承諾についての条件とすべきこと

	平成14年7月
・本人の提供する意思表示と家族の承諾が共にあること	54.0%
・本人の提供する意思表示があること	27.6%
・本人及び家族の拒否の意思表示が共にないこと	2.9%
・本人の拒否の意思表示がないこと	0.7%
・本人の提供する意思表示があるか、または本人の提供若しくは拒否の意思表示が不明の場合には家族の承諾があること	6.5%

(4) 心臓停止後の臓器提供(腎臓と眼球)についての周知度

本人が提供しない意思を表示していない場合は、家族に提供の意思があれば提供できる

	平成12年5月	平成14年7月
・知っていた	31.7%	→ 30.1%
・知らなかった	68.3%	→ 69.9%

(5) 臓器提供者が移植を受ける者を指定することについて

	平成14年7月
・臓器を提供する意思を表示する者が、移植を受ける者を自由に指定できるようにすべき	27.5%
・臓器を提供する意思を表示する者が、移植を受ける者を身近な者などに限った上で、自由に指定できるようにすべき	21.2%
・臓器を提供する意思を表示する者が、移植を受ける者を自由に指定できるようにすべきではない	26.3%
・わからない	23.6%

2 臓器提供意思表示カード・シールについて

(1) 臓器提供意思表示カード（以下「カード」という）の周知度

	平成10年5月	平成12年5月	平成14年7月
・知っていた	63.1%	→ 81.1%	→ 68.9%
・知らなかった	36.9%	→ 18.9%	→ 31.1%

(2) カードの入手方法の周知度

・知っていた	21.8%	→ 42.7%	→ 36.2%
・知らなかった	78.2%	→ 57.3%	→ 63.8%

(3) カードの所持状況

・持っている	2.6%	→ 9.4%	→ 9.0%
・持っていない	97.4%	→ 90.6%	→ 91.0%

○ カードの記入状況（持っている者190人）

・記入している	42.9%	→ 47.0%	→ 60.0%
脳死での臓器提供意思のみ記入		20.3%	→ 20.5%
心臓停止での臓器提供意思のみ記入		3.5%	→ 3.7%
脳死と心臓停止の臓器提供意思を記入		19.3%	→ 34.2%
臓器を提供しない意思を記入		4.0%	→ 1.6%
・何も記入していない	57.1%	→ 53.0%	→ 40.0%

○ カードに記入していない理由（複数回答，上位2項目）（何も記入していない者76人）

	平成14年7月
・あとで記入しようと思っていたから	28.9%
・自分の意思が決まらないから	27.6%
・その他	18.4%

○ カードを持っていない理由（複数回答，上位4項目）（持っていない者1,910人）

	平成10年5月	平成12年5月	平成14年7月
・臓器移植に抵抗感があるから	29.2%	→ 36.9%	→ 26.6%
・臓器提供意思表示カードの入手方法がわからなかったから	23.5%	→ 13.8%	→ 18.0%
・臓器移植についてよく知らないから	21.0%	→ 14.1%	→ 17.1%
・臓器提供意思表示カードのことを知らなかったから	20.8%	→ 5.6%	→ 12.8%
・特になし	12.4%	→ 16.7%	→ 21.0%

○ カードを持つ意向（持っていない者1,910人）

・持ちたいと思う	24.0%	→	23.8%	→	19.9%
・どちらともいえない	32.6%	→	28.7%	→	32.1%
・持ちたいとは思わない	38.9%	→	42.3%	→	43.3%

(4) 臓器提供意思表示シール（以下「シール」という）の周知度

・知っていた	14.0%	→	10.3%
・知らなかった	86.0%	→	89.7%

○ シールの貼付状況（医療保険被保険者証，運転免許証）（知っていた者217人）

・はっている	5.0%	→	6.9%
・両方ともはっていない	95.0%	→	93.1%

(5) 臓器提供希望者の登録の仕組みが必要かどうか

	平成14年7月
・あった方がよい	64.2%
・ない方がよい	11.0%
・どちらともいえない	13.9%
・わからない	10.9%

3 臓器提供に対する意思について

(1) 脳死判定後の臓器提供（心臓や肝臓など）に対する本人意思

	平成10年5月	→	平成12年5月	→	平成14年7月
・提供したい	31.6%	→	32.6%	→	36.0%
・どちらともいえない	26.9%	→	27.6%	→	26.1%
・提供したくない	37.6%	→	35.4%	→	31.8%

(2) 心臓停止後の臓器提供（腎臓や眼球）に対する本人意思

・提供したい	35.7%	→	33.8%	→	35.7%
・どちらともいえない	26.8%	→	26.3%	→	24.6%
・提供したくない	33.5%	→	35.1%	→	33.5%

(3) 脳死判定後の家族の臓器提供の意思を尊重し提供を認めるかどうか

・提供を認める	60.7%	→	68.8%	→	63.4%
・提供を認めない	12.1%	→	9.5%	→	10.4%
・その時になってみないとわからない	27.2%	→	21.7%	→	26.2%

(4) 心臓停止後の家族の臓器提供の意思を尊重し提供を認めるかどうか

・提供を認める	66.2%	→	68.4%	→	63.9%
・提供を認めない	9.8%	→	9.2%	→	9.8%
・その時になってみないとわからない	24.0%	→	22.4%	→	26.3%

4 15歳未満の者の臓器提供について

(1) 15歳未満の者からの臓器提供ができないことについてどう思うか

	平成14年7月
・できないのはやむを得ない	19.7%
・できるようにすべきだ	59.7%
・どちらともいえない	11.3%

(2) 15歳未満の者の臓器提供の意思を尊重すべきかどうか

平成14年7月

- ・15歳未満の者の判断であっても、本人の意思を尊重すべき 28.3%
- ・15歳未満の者は適正な判断をできないので、他の者（家族を含む）が代わって判断すればいい 32.4%
- ・15歳未満の者は適正な判断をできないが、だからといって他の者（家族を含む）が代わって判断することは適当ではない 21.8%
- ・わからない 16.1%

(3) 脳死判定後の15歳未満の家族の臓器提供の意思を尊重し提供を認めるかどうか

- ・提供を認める 49.0%
- ・提供を認めない 12.8%
- ・その時になってみないとわからない 38.2%

5 臓器提供施設・移植施設及び組織移植について

(1) 脳死からの臓器提供施設の数について（平成13年9月現在338施設）

- ・増やした方がよい 53.2%
- ・今のままでよい 20.1%
- ・減らした方がよい 0.6%
- ・わからない 26.1%

(2) 脳死からの臓器移植施設の数について（平成14年4月末現在、心臓移植施設が3施設、肺移植施設が4施設、肝臓移植施設が9施設、膵臓移植施設が13施設、小腸移植施設が9施設）

- ・増やした方がよい 61.4%
- ・今のままでよい 16.1%
- ・減らした方がよい 0.3%
- ・わからない 22.2%

(3) 組織移植（皮膚や骨などの人の組織を移植する医療技術）についての周知度

- ・知っていた 55.8%
- ・知らなかった 44.2%

(4) 組織移植における本人意思と家族の同意について条件とすべきこと

組織移植については、遺族の承諾を得ることとしている。

- ・本人の提供する意思表示と家族の承諾が共にあること 49.0%
- ・本人の提供する意思表示があること 24.5%
- ・本人及び家族の拒否の意思表示が共にないこと 3.9%
- ・本人の拒否の意思表示がないこと 1.5%
- ・本人の提供する意思表示があるか、または本人の提供若しくは拒否の意思表示が不明の場合には家族の承諾があること 8.7%
- ・わからない 12.0%

6 政府に対する要望について

(1) 臓器移植に関し政府に力を入れてほしい対策（複数回答、上位3項目）

平成12年5月 平成14年7月

- ・移植を受けた患者の費用負担の軽減 60.4% → 50.8%
- ・臓器移植に関する教育の推進 34.0% → 44.9%
- ・臓器移植に関する医療技術の向上 44.8% → 44.6%
- ・わからない 9.2% → 11.1%

○ 学校教育に臓器移植に関する知識を取り入れることについて（教育の推進を挙げた者
943人）

平成14年7月

・小学校	45.8%
・中学校	44.1%
・高等学校	8.0%
・大学（短大を含む）	1.2%